

白岡市税条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

令和5年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたため、条例改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) 第34条の8、第38条、第41条、第44条、第47条、第47条の2、第47条の6関係

森林環境税は、市町村において徴収する国税として、市民税均等割の納税義務者に対し市民税均等割額と併せて1,000円課税するものであるが、令和6年度から森林環境税を課税することに伴い、所要の改正をするもの

- (2) 第36条の3の2関係

給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に伴い規定するもの

- (3) 第82条関係

ミニカー区分から三輪以上の特定小型原付を除外するもの

- (4) 附則第15条の2、附則第16条の2関係

不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げるもの

3 施行期日及び経過措置等

- (1) 施行期日

令和5年7月1日、令和6年1月1日及び令和7年1月1日の3つの施行日を設ける。

- (2) 経過措置

市民税及び軽自動車税に係る経過措置を設け、改正後の条例の適用関係を明確にする。